

日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日を定める政
令案要綱

日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十三
年八月一日とすることとする。